

野田市告示第 1 5 7 号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7 年 6 月 1 9 日から 令和 7 年 7 月 3 日まで
(但し、野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く)

令和 7 年 6 月 1 9 日
野田市長 鈴 木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	4 3 0 0 8	東 部 4 3 0 0 8 号 線	鶴奉字宮前 1 4 8 番 1 地先	
			鶴奉字宮前 1 6 7 番 1 地先	
2	4 3 0 3 2	東 部 4 3 0 3 2 号 線	鶴奉字宮前 1 6 9 番 1 地先	
			鶴奉字宮前 1 6 0 番 1 地先	
3	7 1 3 7 6	関 北 7 1 3 7 6 号 線	関宿元町字東 1 4 0 0 番 1 地先	
			関宿元町字東 1 3 7 2 番地先	